

1010111

国民年金保険料免除の申請は原則として毎年必要です

国民年金には、所得が少なく保険料の納付が困難な場合に、一定の基準により納付が免除または猶予される制度があります。

原則として毎年申請が必要で、今年度の受け付けは7月1日（水）からです。

※過去分は、申請時の2年1カ月前までさかのぼって申請できます

※申請が遅くなると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害について、障害年金を受け取ることができなくなる場合がありますので、申

請を希望する人は速やかに手続きをしてください

■申請免除制度

本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、申請し承認されると保険料の納付が免除（全額、4分の3、半額、4分の1）されます。

※一部免除の承認を受けた場合は、減額になった保険料を納付しないと未納と同じ扱いになってしまいます

■納付猶予制度

50歳未満で、本人や配偶者の所得が一定基準以下の場合、申請し承認されると保険料の納付が猶予されます。新型コロナウイルス感染症

群馬司法書士会・群馬県精神保健福祉士 共催

■新型コロナお悩み相談電話

新型コロナウイルスまん延により、市民全ての生活が一変してしまいました。全ての人が大なり小なり不安を抱えていることと思います。具体的な法律問題に悩むこともあれば、漠然とした不安もあるでしょう。具体的な質問がなくても構いません。その悩みをお聞かせください。司法書士と精神保健福祉士が皆さまに寄り添い、一緒に考えます。

●例えば

- ・「雇い止め、派遣切りになって、仕事を失った」
- ・「家賃が払えなくて、アパートを追い出されそう」
- ・「借金が返せなくなった」
- ・「もう商売を続けられない」
- ・「自粛しろと誹謗中傷、差別を受けている」
- ・「明日を生きるためのお金もない」
- ・「今後の生活を思うと、ただただ不安で仕方がない」
- ・「最近あまり眠れていない」

開催日 毎週土曜日

時間 午後1時～4時

電話番号 0800-800-5665

相談形式 電話相談のみ（予約不要）

★平日のお問い合わせ：027-224-7763

（群馬司法書士会事務局）

の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能となりました。

※詳しくは、日本年金機構 H P (<https://www.nenkin.go.jp/>)

問合せ 渋川年金事務所 国民年金課 ☎0279・22・1607

新型コロナウイルス感染症に関連した法務大臣メッセージ (<https://youtu.be/RYS00qCxo-O>) をご覧ください。

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめなどの被害に遭った人からの人権相談を受け付けています。困ったときは、一人で悩まず相談してください。

問合せ 市民協働課市民相談係 ☎内線 3056

【電話受付時間】平日午前8時30分～午後5時15分

様々な人権問題についての相談はなんでも

みんなの人権110番 ☎0570-003-110

いじめ・虐待（ぎゃくたい）など子どもの人権問題に関する相談はこちら

子どもの人権110番 ☎0120-007-110

家庭内暴力など女性の人権問題に関する相談はこちら

女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

インターネットでも人権相談を受け付けています

インターネット受付 インターネット人権相談 検索

パソコン・スマートフォン共通 <https://www.jinken.go.jp/>

相談する

QRコード

相談する

相談する

1002319

7・8月は愛の血液 助け合い運動月間



輸血に必要な血液は全て献血によって確保されています。全ての血液製剤を国内の献血によって確保する体制を目指し、全国一斉に「愛の血液助け合い運動」を実施します。皆様のご理解とご協力をお願いします。

問合せ 健康課予防係 ☎内線 3161

(広告)

(広告)